

総 発 第 3 0 1 号  
令 和 4 年 1 月 6 日

酒田市監査委員 大 石 薫 様  
酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和3年12月7日付監発第52号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課 名	監 査 結 果		措 置 内 容
環境衛生課	注意 事項	<p>○調定が行われていないもの</p> <p>霊園管理手数料の督促手数料（@70円）について、令和3年4月から9月までの期間に計2,590円の収入があるが、それらに係る調定が行われていなかった。</p> <p>令和3年度経理担当者マニュアルには、調定の時期は、その収入に対する請求権が生じたときに、その都度直ちに行わなければならないとされているため、調定の起票を適正に行うこと。</p>	<p>予備監査での指摘を受けて、早急に漏れていた調定を行った。</p> <p>霊園管理料の督促手数料については性質上「同時調定」と考えるが、その後は税などの例に倣い、月ごとの調定を行っている。</p>
環境衛生課	注意 事項	<p>○過年度未収金の調定が二重に起票されているもの</p> <p>し尿収集処理手数料の過年度未収金8,210円について、令和3年4月1日付で調定が二重に起票されているため、令和3年10月末現在の調定額累計が誤った状態となっている。</p>	<p>予備監査での指摘を受けて、早急に一方の調定を減額した。</p> <p>その後は徴収簿の額と調定額の突合せを行うよう努めている。</p>

		業務分担や事務執行の確認など、適切な執行管理体制を整えること。	
環境衛生課	注意事項	<p><b>○履行確認が不十分なもの</b></p> <p>業務委託契約書で月ごとの業務完了報告書の提出を求めているが、予備監査時点で提出がされていなかった。</p> <p>現在は、月ごとの業務完了報告書が提出されているため改善されているが、他の契約も含め、契約書に定めた履行確認を確実にすること。</p>	<p>予備監査での指摘を受けて、早急に未提出分の業務完了報告書を委託業者から徴した。</p> <p>その後は毎月提出させており、他の契約についても契約書に定めた履行確認を確実にしよう努めている。</p>